

# 山梨県公報

第二千二百五十六号

平成二十四年

八月二十七日

月 曜 日

## 目 次

家畜伝染病の発生	四八五
家畜等の移動を禁止する区域の指定	四八五
道路の供用開始	四八五
公 告	
一般競争入札について	四八六
遊漁規則の変更認可	四八七

## 告 示

### 山梨県告示第三百七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十四年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患者	二群	南アルプス市上今諏訪	平成二十四年八月七日

### 山梨県告示第三百八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止

する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 指定区域

南アルプス市下高砂(大境、大柳の地域に限る。)、南アルプス市徳永(姥神、下河原、下反保、関東、巾下、巾上、御崎、将監、村上、苔松、中新田、天房木、裏切、和田下の地域に限る。)、南アルプス市上今諏訪(堰丘、宮東、古岡、後畑、御柱、御勅使先、今岡、秋宮、西原、中河原、北原、掘上の地域に限る。)、南アルプス市西野(横堀、夏原、観音堂、宮西、五味、後畑、塞神、小森、西久根、西原、西北原、西和田、切付、前原、池尻、東原、東北原、東和田、道下、道上、南原、明体、柳原の地域に限る。)、南アルプス市下今諏訪(永光、宮前、金丸、欠落、後畑、腰巻、森西、森南、森北、前畑、中河原の地域に限る。)、南アルプス市上八田(下村、懐地藏、西新居、大門西、中村前、中島、天神前、堂前、半月、房々の地域に限る。)、南アルプス市在家塚(横堀、御堂、細道、芝原、神ノ木、竹ノ花、仲畑、柳原の地域に限る。)、南アルプス市上今井(今井原、神明下、地藏前、天神下、天神畑の地域に限る。)、南アルプス市沢登(永面、桑原、七ツ内、赤面の地域に限る。)、南アルプス市吉田(小菅、西原、大草、中畑、北原の地域に限る。)、南アルプス市十五所(宮西、古屋敷、村東の地域に限る。)、南アルプス市下今井(久保の内、古屋敷、寺後、西原、的場、北原、堀金、坡下、坡上の地域に限る。)、南アルプス市寺部(今井ノ前の地域に限る。)、南アルプス市鏡中条(上ノ切、上河原、村北、中河原、八幡、八幡下の地域に限る。)、甲斐市西八幡(五本松、柳原、一本橋道下、御林尻、上川除村、下川除村の地域に限る。)、昭和町築地新居(大島の地域に限る。)

#### 二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

#### 三 指定の概要

指定期間 平成二十四年八月七日から当分の間

#### 四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

### 山梨県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。))において、この告示の日から平成二十四年九月十八日まで一般

の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三五八号	甲府市西下条町官有無番地先から 甲府市西下条町字川代一三四四番の一地先まで	一〇六・〇	平成二十四年八月二十七日

# 公 告

## ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

## 一 一般競争入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量  
山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス訓練用備品(工作機械類) 一式
  - 借入物品の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
  - 借入期間  
平成二十五年三月一日から平成三十二年二月二十九日まで
  - 納入場所  
山梨県都留市上谷五丁目地内  
山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス
- 二 一般競争入札の参加資格
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十四年山梨県告示第百三十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第ニ条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団」という。)又は法人であつて、その役員が暴力団でないこと。

4 入札告示の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。)でないこと。

6 この公告に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

7 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(役務)のうち「リース」が登録されている者であること。

## 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒四〇〇 八五〇一

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県産業労働部産業人材課産短大分校開設準備担当

電話〇五五 二二三三 一五六九

2 入札説明書の交付方法

この公告の翌日から平成二十四年九月七日(金)までの、山梨県の休日を除く毎日、条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格申請書の提出方法

この公告の翌日から平成二十四年九月十一日(火)までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年十月五日(金) 午前十一時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁別館三階 産業労働部会議室

5 郵便による入札書の受領

郵送による入札書の受領は行わない。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 違約金の有無

有

6 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合においては、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Machine tools for Educational Use in Yamanashi Industrial Technology Junior College

1 unit

2 Date and time for tender

11:00 AM October 5, 2012

3 Bureau in charge

Yamanashi Industrial Technology Junior College Branch Campus Establishment Section,

Vocational Skills Development Division, Commerce, Industry and Labor Department,

Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1569

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年八月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

山中湖漁業協同組合 南都留郡山中湖村平野五百六番地二百九十六

二 漁業権の免許番号

内共第十三号

三 認可に係る変更内容

1 前売り遊漁料の納付場所に、全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブン及びサークルケイサンクスを追加することとした。

2 1において追加された納付場所において交付する遊漁承認証の様式を追加することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十四年七月十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番